

京都市告示第 (99) 号

児童福祉法第 56 条第 4 項の規定に基づき、平成 17 年 5 月 9 日から平成 18 年 3 月 31 日まで、京都市保育所保育料の収納事務の一部を次の団体に委託します。

平成 17 年 5 月 9 日

京都市長 榊本 頼兼

社会福祉法人 本願寺社会福祉事業センター

(保健福祉局子育て支援部保育課)